

議案第 67 号

利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

利根町医療福祉費支給に関する条例（昭和 51 年利根町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア中「第 3 号ア」を「前号ア」に改め、同号イ中「第 3 号イ」を「前号イ」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 4 条」を「前条」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「所得税法」の次に「(昭和 40 年法律第 33 号)」を加え、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 2 項」を「同条第 2 項」に改め、同号を同項第 2 号とし、同条第 2 項ただし書中「前項第 1 号に規定する基準額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 2 条及び第 3 条の規定の例によるものとし」を削り、「前項第 2 号」を「前項第 1 号」に、「あたって」を「当たって」に、「前項第 3 号」を「前項第 2 号」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 2 項」を「同条第 2 項」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「同施行令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

令和 5 年 12 月 4 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

医療福祉費支給に関して、妊産婦区分の支給制限を廃止することに伴い、関係する条文を改めたいので提案する。